

川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月27日

川崎市人事委員会

委員長 加藤 浩輝

川崎市人事委員会規則第3号

川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則  
川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和46年川崎市人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

（下位の区分を適用する方が有利な場合等の号給）

第5条の2 新たに職員となった者のうち、前3条の規定により得られる号給が、その者に適用される初任給基準表の試験等欄の区分より初任給欄の号給が下位である試験等欄の区分（「その他」の区分を含む。以下同じ。）を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該初任給欄の号給が下位である試験等欄の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用して得られる号給とすることができる。

第6条中「前3条」を「前4条」に改める。

第7条中「第5条」を「第5条の2」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年3月1日から施行する。

（在職者調整）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き在職し、かつ、採用された日に改正後の川崎市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第5条の2の規定を適用したとみなした場合に得られる初任給が現に受けた初任給よりも有利な者であって、その者の施行日における給料月額が、施行日の前日にその者が退職し、施行日に再び採用されたとした場合に改正後の規則の規定を適用して得られるその

者の初任給の号給に人事委員会の定める号給数を加減して得た号給の給料月額を下回ることとなる者については、その者の施行日における号給を、当該給料月額とその者に適用される給料表の職務の級における同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、当該級における直近上位の額の号給）に調整することができる。

（雑則）

- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は人事委員会  
が別に定める。